

令和8年度富山県会計年度任用職員(心理支援員)募集案内

令和8年7月 16 日

1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職 名	採用予定人員	職務内容
心理支援員	1 名	心理判定、相談業務、同行支援、電話相談 他

2 勤務先

女性相談支援センター

3 任用期間

令和8年8月1日から令和8年3月 31 日

※開始時期は応相談

※任用期間について、選考等を行った上で再度任用する場合があります。

4 受験資格

- (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)又は大学院において心理学を専修する学科(これに相当する課程を含む)若しくは専攻を卒業若しくは修了した者
- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
 - ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 富山県職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ④ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

5 試験・合格発表

(1) 試験の日程等

	試験日及び試験会場	内容
面接試験	申込者に別途連絡します。	主として人柄等についての個人面談

(2) 合格発表

選考後、電話で通知します。

6 勤務条件(予定。雇用開始時期によって該当しない場合があります。)

(1) 勤務時間等

・勤務日 週 4 日勤務(土日、祝日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く)

・勤務時間 9:00 から 16:00 まで(1回 6 時間、週 24 時間)

・休憩時間 正午から午後 1 時まで

※業務の都合により、勤務時間及び休憩時間の繰り上げまたは繰り下げをすることがあります。

※勤務日数及び勤務時間については相談可

(2) 報酬 時間額 1,712 円

(3) 諸手当 期末手当、勤勉手当

(4) 通勤手当 通勤距離片道 2 キロ以上の場合(徒歩通勤の場合を除く)に支給します。

(5) 社会保険等関連 地方職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 対象

(6) 休暇

・年次有給休暇 採用日から 6 か月間継続勤務し、所定労働日の 8 割以上勤務した場合に付与

・特別休暇等 忌引、夏期休暇等

7 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

富山県女性相談支援センター (TEL 076-465-6722)

※ 申込先はお問い合わせの際にお伝えいたします。

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員(心理支援員)申込書在中」と朱書きし、簡易書留等の郵送または持参にて富山県女性相談支援センターに提出してください。

- ・ 履歴書1通 (市販の JIS 規格の様式で、最近3か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの)
- ・ 簡易書留等によらない場合の事故については責任を負いません。
- ・ 持参される場合は、原則午前8時 30 分から正午まで、午後1時から午後5時 15 分までで受け付けます (土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
- ・ 選考は随時実施し、選任者が決まり次第、受付を締め切ります。

8 その他

(1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第 32 条)
- ② 信用失墜行為の禁止(同法第 33 条)
- ③ 秘密を守る義務(同法第 34 条)
- ④ 職務に専念する義務(同法第 35 条)
- ⑤ 政治的行為の制限(同法第 36 条)
- ⑥ 争議行為等の禁止(同法第 37 条)

(2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。(合格者あてに別途通知します。)

(3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員(任期の定めのない職員)への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。